

千葉県選挙管理委員会告示第2号

千葉県選挙管理委員会規程（平成4年千葉県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月21日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子

第21条第2項中「主幹、」を削り、「主査補、副主査」を「主任主事、主事」に改める。

第23条第4項中「主幹及び」を削る。

第25条第1項第7号中「千葉県個人情報保護条例（平成7年千葉県条例第42号）による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報」に、「削除」を「利用停止」に改め、「並びに個人情報の是正の申出に対する処理の決定」を削り、同項第8号中「千葉県個人情報保護制度運営審議会」を「千葉県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。